

# 令和6年4月分保険料から

## 任意継続被保険者に係る 標準報酬月額の変更について

### 標準報酬月額と保険料の算出方法について

現在、任意継続被保険者の標準報酬月額は、資格喪失時（退職時）の標準報酬月額と全被保険者の前年度9月30日現在の平均標準報酬月額を比較し、いずれか低い額となっています。

また、任意継続被保険者の保険料は、その方の標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料を算出しています。

### 変更内容

今般、健康保険法の一部改正により、「資格喪失時（退職時）の標準報酬月額」が「平均標準報酬月額」を超える場合、組合規約で定めることにより「資格喪失時（退職時）の標準報酬月額」をその方の標準報酬月額とすることができるようになりました。

当健康保険組合の任意継続被保険者制度は、長年保険料収入に対して保険給付等の支出が大幅に上回っていること、また、報酬の全額が保険料算定の基礎となる現役世代との公平性を踏まえて、任意継続被保険者の保険料を次のように算出するよう変更いたしました。

なお、実施時期につきましては、現在任意継続被保険者の方、今後任意継続被保険者を希望されている方等に幅広く周知するため、**令和6年4月分保険料より変更** となりますのでお知らせいたします。

変更前（現行）	変更後
①または②のいずれか低い額 ①資格喪失時（退職時）の標準報酬月額 ②全被保険者の前年度9月30日現在の標準報酬月額の平均額	<b>資格喪失時（退職時）の標準報酬月額</b>

#### （1）変更の時期及び対象者

##### 令和6年4月分保険料より変更

（令和6年4月1日時点で加入している任意継続被保険者）

#### （2）その他

標準報酬月額の変更に伴い、高額療養費の算出の基礎となる自己負担限度額も変更となります。

# 保険料の算出方法

## 資格喪失時（退職時）の標準報酬月額 × 保険料率

例：資格喪失時（退職時）の標準報酬月額が 50 万円の方の場合（40 歳以上 65 歳未満）  
（令和 4 年度保険料率：健康保険料率 9.7%、介護保険料率 1.8%、合計 11.5%の場合）

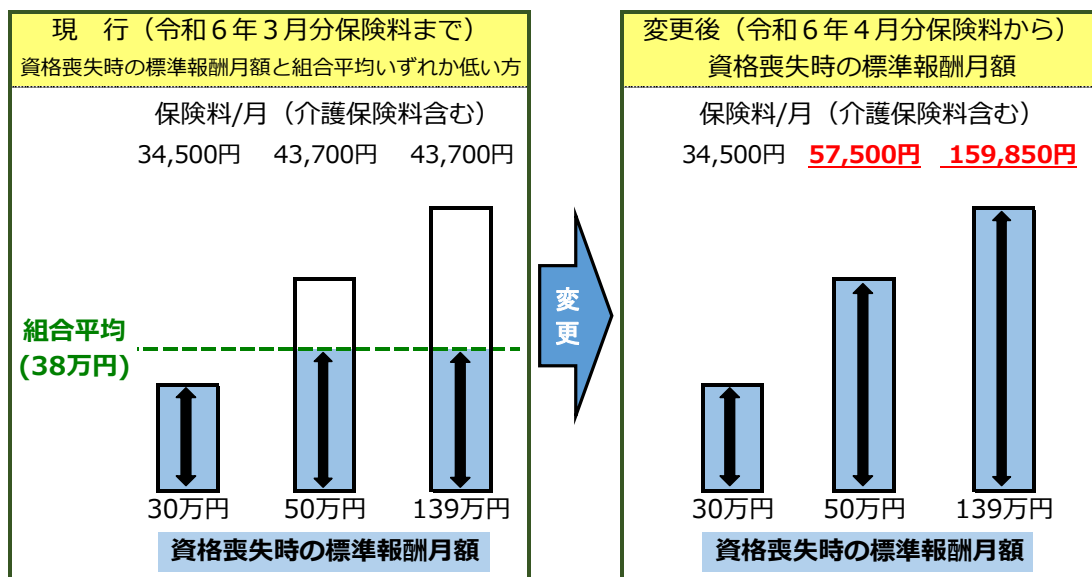
### 変更前（現行）

- ① 50 万円 > ② 38 万円（令和 4 年度平均標準報酬月額）
- ② 38 万円 × 11.5% = 43,700 円 / 月（健康保険料 + 介護保険料）

### 変更後

50 万円 × 11.5% = 57,500 円 / 月（健康保険料 + 介護保険料）

※ 資格喪失時の標準報酬月額が平均標準報酬月額以下の方は変更ございません。



※ ↓ は任意継続被保険者になったときの標準報酬月額（保険料）

令和 4 年 1 月 1 日に施行された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、任意継続被保険者制度に係る保険料の算定方法の見直し及び任意継続被保険者本人の申し出による資格喪失（脱退）ができるようになりました。

～ これから退職する方へ ～

退職後の医療保険加入方法には、任意継続被保険者制度の他、国民健康保険へ加入や収入額により配偶者等の被扶養者になる等いくつかの選択肢がありますので、ご自身の状況を確認したうえで選択していただきますようお願いします。

資格喪失（脱退）  
の申し出につい  
てはこちらから

